

○政治倫理の確立のための福島県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程

平成七年十二月二十二日

福島県議会告示第一号

改正 平成一三年一二月二五日議会告示第三号

平成一四年三月二九日議会告示第一号

平成一六年三月九日議会告示第一号

平成一八年七月一日議会告示第二号

平成一九年七月六日議会告示第一号

平成二二年三月五日議会告示第一号

平成二三年三月一五日議会告示第一号

平成三〇年三月一六日議会告示第一号

令和六年三月八日議会告示第一号

政治倫理の確立のための福島県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程を次のように定める。

政治倫理の確立のための福島県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程

(趣旨)

第一条 この規程は、政治倫理の確立のための福島県議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成七年福島県条例第七十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(資産等報告書等)

第二条 条例第二条第一項の資産等報告書は、様式第一号のとおりとする。

2 条例第二条第二項の資産等補充報告書は、様式第二号のとおりとする。

第三条 条例第二条第一項各号に掲げる資産等には、外国にある資産等を含むものとする。

2 条例第二条第一項第五号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券（資本金の額が一億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券に限る。）、金銭信託及びその他とする。

3 条例第二条第一項第六号の自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他とする。

4 条例第二条第一項第六号の船舶の種類は、汽船、帆船及びその他とする。

5 条例第二条第一項第六号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。

6 条例第二条第一項第六号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他とする。

(平一八議会告示二・平一九議会告示一・一部改正)

(所得等報告書)

第四条 条例第三条の所得等報告書は、様式第三号のとおりとする。

2 条例第三条の所得等報告書の提出は、納税申告書の写しを提出することにより行うことができる。この場合において、同条第一号ア又はイに掲げる金額が百万円を超えるときは、その基因となった事実を付記しなければならない。

第五条 条例第三条第一号イの福島県議会の議長（以下「議長」という。）が定める所得の金額は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条の四第一項の上場株式等に係る配当所得等の金額、同法第二十八条の四第一項の土地等に係る事業所得等の金額、同法第三十一条第一項の長期譲渡所得の金額、同法第三十二条第一項の短期譲渡所得の金額、同法第三十七条の十第一項の一般株式等に係る譲渡所得等の金額、同法第三十七条の十一第一項の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び同法第四十一条の十四第一項の先物取引に係る雑所得等の金額とする。

(平一四議会告示一・平一六議会告示一・平二二議会告示一・平三〇議会告示一・一部改正)

(関連会社等報告書)

第六条 条例第四条の関連会社等報告書は、様式第四号のとおりとする。

第七条 条例第四条の報酬とは、金銭による給付をいう。

(期限の特例)

第八条 条例第二条第一項の資産等報告書、同条第二項の資産等補充報告書、条例第三条の所得等報告書及び条例第四条の関連会社等報告書（以下「報告書」と総称する。）の提出の期限が福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第七号）第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

(報告書の訂正)

第九条 福島県議会の議員は、報告書を訂正しようとする場合には、議長に訂正願を提出しなければならない。

(報告書の閲覧)

第十条 条例第五条第二項の規定による報告書の閲覧(以下「報告書の閲覧」という。)は、当該報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して六十日を経過する日の翌日からすることができる。

- 2 報告書の閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。
- 3 報告書の閲覧をする者(以下「閲覧者」という。)は、報告書を前項の場所以外の場所に持ち出してはならない。
- 4 閲覧者は、報告書の破損若しくは汚損又は報告書への加筆等をしてはならない。
- 5 議長は、閲覧者が前三項の規定に違反したとき又は違反するおそれがあるときは、報告書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、報告書の閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成七年十二月三十一日から施行する。
- 2 条例附則第二項の規定により提出する資産等報告書については、第二条第一項、第三条及び第八条から第十条までの規定を準用する。

4 預金及び貯金

(1) 預金（当座預金及び普通預金を除く。）

預 金 の 総 額	円	摘要	
-----------	---	----	--

(2) 貯金（当座貯金及び普通貯金を除く。）

貯 金 の 総 額	円	摘要	
-----------	---	----	--

5 有価証券

(1) 株券以外の有価証券

種 類	額面金額の総額	摘 要
	円	

注 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額(金銭信託については、元本の総額)を記入すること。

(2) 株券

銘 柄	株 数	摘 要
	株	

6 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。）

(1) 自動車

種 類	数 量	摘 要

注 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入すること。

(2) 船舶

種 類	数 量	摘 要

注 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入すること。

(3) 航空機

種 類	数 量	摘 要

注 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入すること。

(4) 美術工芸品

種 類	数 量	摘 要

注 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入すること。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴ ル フ 場 の 名 称	摘 要

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	円	摘要	

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	円	摘要	

資 産 等 補 充 報 告 書

福島県議会議員 様

福島県議会議員

1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

注

- 1 信託している土地（自己が帰属権利者であるものに限る。）についても記入すること。
- 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入すること。
- 3 相続（被相続人からの遺贈を含む。以下この資産等報告書において同じ。）により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入すること。
- 4 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

4 預金及び貯金

(1) 預金（当座預金及び普通預金を除く。）

預 金 の 総 額	円	摘要	
-----------	---	----	--

(2) 貯金（当座貯金及び普通貯金を除く。）

貯 金 の 総 額	円	摘要	
-----------	---	----	--

5 有価証券

(1) 株券以外の有価証券

種 類	額面金額の総額	摘 要
	円	

注 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額(金銭信託については、元本の総額)を記入すること。

(2) 株券

銘 柄	株 数	摘 要
	株	

6 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。）

(1) 自動車

種 類	数 量	摘 要

注 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入すること。

(2) 船舶

種 類	数 量	摘 要

注 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入すること。

(3) 航空機

種 類	数 量	摘 要

注 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入すること。

(4) 美術工芸品

種 類	数 量	摘 要

注 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入すること。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴ ル フ 場 の 名 称	摘 要

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	円	摘要	

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	円	摘要	

所得等報告書

福島県議会議員 様

福島県議会議員

所得の区分		所得金額	基因となった事実	摘要
総合課税	事業所得	円		
	不動産所得			
	利子所得			
	配当所得			
	給与所得			
	雑所得			
	譲渡所得			
	一時所得			
分離課税	土地等の譲渡等に係る事業所得及び雑所得			
	短期譲渡所得			
	長期譲渡所得			
	一般株式等の譲渡に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得			
	上場株式等の譲渡に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得			
	上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得			
山林所得				

受贈財産の課税価格	円	摘要	
-----------	---	----	--

注 基因となった事実の欄には、所得の区分に応じそれぞれの所得金額が100万円を超える場合において、その基因となった事実を記入すること。

附 則（平成一三年議会告示第三号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年議会告示第一号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年議会告示第一号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年議会告示第二号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年議会告示第一号）

この規程は、政治倫理の確立のための福島県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年福島県条例第六十五号）の施行の日から施行する。ただし、様式第一号4及び様式第二号4の改正規定は、平成十九年十月一日から施行する。

（施行の日＝平成一九年九月三〇日）

附 則（平成二二年議会告示第一号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年議会告示第一号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年議会告示第一号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に作成されている改正前の政治倫理の確立のための福島県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の各様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

（平13議会告示3・平19議会告示1・令和5議会告示1・一部改正）

様式第2号（第2条関係）

（平13議会告示3・平19議会告示1・令和5議会告示1・一部改正）

様式第3号（第4条関係）

（平14議会告示1・平16議会告示1・平22議会告示1・平23議会告示1・平30議会告示1・令和5議会告示1・一部改正）

様式第4号（第6条関係）

（令和5議会告示1・一部改正）